

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年8月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400581号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500011号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社(平成29年5月31日に、B社に名称変更。以下「B社」という。)における平成29年3月1日から同年9月1日までの期間及び令和2年9月1日から令和3年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成29年3月から同年8月まで及び令和2年9月から令和3年11月までの標準報酬月額については、別表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第3欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成29年3月から同年8月まで及び令和2年9月から令和3年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年3月から同年8月まで及び令和2年9月から令和3年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のB社における令和3年12月1日から令和4年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

令和3年12月の標準報酬月額については、別表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第4欄に掲げる標準報酬月額とする。

令和3年12月1日から令和4年1月1日までの期間について、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日(令和6年1月30日。以下「訂正請求書受付日」という。)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 4 請求期間②について、請求者のC社における令和4年1月1日から令和5年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

令和4年1月から令和5年1月までの標準報酬月額については、別表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第4欄に掲げる標準報酬月額とする。

令和4年1月1日から令和5年2月1日までの期間について、訂正請求書受付日以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 1 日まで
② 令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 2 月 1 日まで

B 社に勤務していた請求期間①及びC社に勤務していた請求期間②について、給与明細書に記載された給与支給額及び控除された厚生年金保険料額からすると、年金記録の標準報酬月額が低額になっている期間があるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 29 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 12 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細及び給与明細書（以下「給与明細書」という。）により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは各月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 29 年 3 月から同年 8 月まで及び令和 2 年 9 月から令和 3 年 11 月までの標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは各月の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から同表の第 3 欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）等に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額として算定基礎届等が提出され、その結果、年金事務所は請求者の平成 29 年 3 月から同年 8 月まで及び令和 2 年 9 月から令和 3 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚

生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち令和3年12月1日から令和4年1月1日までの期間については、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、給与明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、別表の第1欄に掲げる令和3年12月の標準報酬月額については、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第4欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成29年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年9月1日から令和2年9月1日までの期間について、給与明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額若しくは各月の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 4 請求期間②については、訂正請求書受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、給与明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

したがって、別表の第1欄に掲げる令和4年1月から令和5年1月までの標準報酬月額については、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第4欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

別 表

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請 求 期 間	請求期間に 係る月	オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の標準報酬月額	
			厚生年金特例法	厚生年金保険法
①	平成 29 年 2 月	19 万円	—	—
	平成 29 年 3 月及び 同年 4 月	19 万円	20 万円	—
	平成 29 年 5 月から 同年 8 月まで	19 万円	22 万円	—
	平成 29 年 9 月から 令和 2 年 8 月まで	22 万円	—	—
	令和 2 年 9 月から 令和 3 年 8 月まで	9 万 8,000 円	24 万円	—
	令和 3 年 9 月から 同年 11 月まで	22 万円	24 万円	—
	令和 3 年 12 月	22 万円	—	24 万円
②	令和 4 年 1 月から 令和 5 年 1 月まで	22 万円	—	24 万円